

取交證文之事

一、其村いなみ当村から(唐)谷野山境

去々冬より差纏、村方同土駈合候處

相片付不レ申、双方御組合被レ仰値、

郡内二(一)去夏秋三度御取暖被レ下

候得共、居り合不レ申、双方より御願申上、

当度御吟味方御留役 沢井柳次様 岩田逸作様

御出郡、小国村御滞留被レ遊、論所御見分

之上、御吟味御行詰可レ被レ遊場合、和談

内済ニ罷成、御願下ケ仕候上、山境左

之通御差図被レ為レ在候通、後來

聊故障申分曾而無御座、隣村

之儀因ミ合候様可レ仕、依而為レ後證、

如レ件、

一、神田原老番之土塚より廿弍番

渋家山腰林(7)うね土塚迄夫々見通シ

山境之事、

文化十四年丁 上津田村庄屋

丑四月

藤太郎(印)

同村立会長百姓

文兵衛(印)

同山請惣代百姓

十藏(印)

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

前書之通相違無之ニ付、奥書

如レ件、

丑

四月

組合割庄屋

藤左衛門(印)

立会小国村庄屋

丈之助(印)

取交證文之覺

一、當郡有原村飛郷大笹谷沖中そり

大境、其郡敷名村杖郷今原谷(10)

掛り合ニ相成候一件、當度為レ御吟味、

御吟味方荒木喜伝次様・御留役

岩田逸作様・野澤政次郎様論處

御見分濟、於吉田町ニ御吟味中、出役(12)

割庄屋代高田郡福原村庄屋源七殿

御懇御取暖を以、小内何ニ迄も解合和談

内済仕、境立之儀、左之通御取分

被レ下、然ル上(13)前文境之儀ニ付、於村中ニ

聊申分無御座、殊ニ同谷之義ニも有レ之

候得(14)者、弥以厚因ミ合可レ申、為レ向來、

取交證文如レ件、

取交證文如レ件、

一、

世羅郡敷名村今原谷 両郡大境松木三本
三谿郡有原村大笹谷 植付置候通、尤右之外松木植付申間敷候事、

但、右境筋之外両郡土地入交一圓

無御座候事、

文政四年 三谿郡有原村

巳十一月(印)

与頭

惣助(印)

元吉(印)

長百姓惣代

六右衛門(印)

源左衛門(印)

直藏(印)

次郎右衛門(印)

小十郎(印)

百姓惣代

源五郎(印)

半十郎(印)

世羅郡敷名村

庄屋

丈次郎殿

与頭

藤五郎殿

長百姓中

百姓中

【語句】

- (1) いなみ…敷名村稲見山。
- (2) 差縄(さしもつれ)…争論のこと。
- (3) 御組合…和談、仲直りすること。
- (4) 御吟味方…広島藩領内の郡役所に設けられた部署。
部における争論・訴訟の吟味を担当する。
- (5) 御留役…郡役所の代官。
- (6) 腰林…江戸時代の中国地方において、屋敷又は田地
続きの山を占有し、私有林同様に用益する山
のこと。
- (7) うね(畝)…山頂部分の小高く連なったところ。
- (8) 山請惣代百姓…山の林野を用益する百姓たちの惣代。
- (9) 飛郷…本村と地続きでない他村に入り組んだ土地。
- (10) 大境…郡と郡との境界。
- (11) 枝郷…開発などによって新しく村を創った時、元の
村を本郷(もとごう)と言ひ、新しく出来た村を枝郷
と言ふ。
- (12) 出役(でやく・しゅつやく)…争論に関係のない第
三者が論所へ出張して吟味に加わる。郡内の割庄屋
や庄屋が務める。
- (13) 御取曖(おとりあつかい)…仲裁すること。